

【免税軽油需要家の皆さまへ】

- 地方税法改正により、**軽油引取税の旧暫定税率（17.1円）が4月1日に廃止**されます。
- これに伴い、**現在、旧暫定税率を円滑に廃止するための措置として、廃止額と同額まで軽油価格を引き下げ**ることを目的に出されている**補助金（17.1円）も終了**となります。
- **このため、4月1日から免税軽油価格は『補助金支給前の価格（本来の価格）』に戻ります**のでご理解ください。

※価格はコスト変動が無い想定で試算

